

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和3年11月10日作成)

法令名	地域再生法
根拠条項	第十七条第二項
許認可等の種類	地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定
法令の定め	(前略) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であって次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令の定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定施設整備事業の実施に関する計画(中略)を作成し、当該地方活力向上地域等特定施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(中略)の認定を申請することができる。(以下、略) (申請書等) ・地域再生法施行規則(平成十七年内閣府令第五十三号)
審査基準	地方活力向上地域等特定施設整備計画の運用に関するガイドライン
標準処理期間	総期間 2月1月 (注:休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	経済部産業振興局産業振興課立地推進第二係(電話番号:011-204-5328)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/tihoukyotennkyoukazeisei.html)